

## お知らせ

### ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載等について

令和3年6月10日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

この度、ウクライナからワシントン条約附属書Ⅲに「スズメ目7科31種及びカメ目1科1種」を掲載すること、及びセーシェルからオオミヤシに付されている附属書の解釈を改めることの提案があり、令和3年6月22日付けで附属書に掲載、同日付けで効力が発生することとなります。

具体的な掲載種及び解釈改定については別紙を御参照ください。

令和3年6月22日以降、別紙の動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となる種やこれまでの手続きと異なる種が含まれていますので、十分御注意ください。

また、効力発生日よりも前に輸出する貨物については、日本における国内手続きは掲載前の附属書に基づく手続きとなりますが、同日以降に相手国に到達する場合、掲載後の附属書に基づく手続きが必要となります。附属書改正に伴う輸出入手続きについては、別添「ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載等の発効に伴う我が国外為法の輸出入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報(「NO.2021/026」、以下のURL 参照)から仮訳・構成したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性があります。あらかじめ御了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されますので御留意ください)

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2021-026-R1.pdf>

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### 【問合せ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室  
電話 03-3501-1723

(別紙)

◆新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「AVES」	「鳥綱」	
≪PASSERIFORMES≫	≪スズメ目≫	
<Alaudidae> Alauda arvensis	<ヒバリ科> アラウダ・アルヴェンシス	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Galerida cristata	ガレリダ・クリスタタ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Lullula arborea	ルルルラ・アルボレア	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Melanocorypha calandra	メラノコリユファ・カランドラ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
<Emberizidae> Emberiza citronella	<ホオジロ科> エンベリザ・キトリネルラ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Emberiza hortulana	エンベリザ・ホルトゥラナ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)

<Fringillidae> Carduelis cannabina [Common linnet, Eurasian Linnet, Linnet]	<アトリ科> カルドウエリス・カンナビナ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Carduelis carduelis [European Goldfinch, Goldfinch]	カルドウエリス・カルドウエリス	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Carduelis flammea [Common Redpoll, Redpoll]	カルドウエリス・フランメア	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Carduelis hornemanni	カルドウエリス・ホルネマンニ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Carduelis spinus [Eurasian Siskin, Siskin]	カルドウエリス・スピヌス	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Carpodacus erythrinus	カルポダクス・エリユトリヌス	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Loxia curvirostra [Common Rosefinch, Scarlet Rosefinch]	ロクシア・クルヴィロストラ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Pyrrhula pyrrhula	ピュルルラ・ピュルルラ	ウクライナ

<p>[Bullfinch, Eurasian Bullfinch]</p> <p>Serinus serinus {Serin, European Serin}</p>	<p>セリヌス・セリヌス</p>	<p>(ウクライナの 個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p>
<p>&lt;Muscicapidae&gt; Erithacus rubecula</p> <p>Ficedula parva</p> <p>Hippolais icterina</p> <p>Luscinia svecica</p> <p>Luscinia luscinia</p> <p>Luscinia megarhynchos</p>	<p>&lt;ヒタキ科&gt; エリタクス・ルベクラ</p> <p>フィケドウラ・パルヴァ</p> <p>ヒポライス・イクテリナ</p> <p>ルスキニア・スヴェキカ</p> <p>ルスキニア・ルスキニア</p> <p>ルスキニア・メガリユンコス</p>	<p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p> <p>ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)</p>

Monticola saxatilis	モンティコラ・サクサティリス	限る) ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Sylvia atricapilla	スユルヴィア・アトリカピルラ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Sylvia borin	スユルヴィア・ボリン	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Sylvia curruca	スユルヴィア・クルルカ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Sylvia nisoria	スユルヴィア・ニソリア	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Turdus merula	トゥルドゥス・メルラ	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
Turdus philomelos	トゥルドゥス・フィロメロス	ウクライナ (ウクライナ の個体群に 限る)
<Oriolidae>	<コウライウグイス科>	

Oriolus oriolus	オリオルス・オリオルス	ウクライナ (ウクライナの 個体群に 限る)
<Paridae> Parus ater	<シジュウカラ科> パルス・アテル	ウクライナ (ウクライナの 個体群に 限る)
<Troglodytidae> Troglodytes troglodytes	<ミソサザイ科> トログロデュテス・トログロデュテス	ウクライナ (ウクライナの 個体群に 限る)
「REPTILIA」 «TESTUDINES»	「爬虫綱」 «カメ目»	
<Emydidae> Emys orbicularis [European Pond Terrapin, European Pond Turtle]	ヌマガメ科(ハコガメ類) エミュス・オルビクラリス	ウクライナ (ウクライナの 個体群に 限る)

◆ 解釈を改めるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名	解釈	
【FLORA】	【植物界】			
<PALMAE> (Arecaceae) Lodoicea maldivica #13 [double coconut]	<ヤシ科>  オオミヤシ (ロドイケア・マルディヴィカ)	セーシェル	Interpretation7#13  Amendment to annotation #13 to read “The kernel (also known as ‘endosperm’, ‘pulp’ or ‘copra’) and any derivatives thereof, except finished products packaged and ready for retail trade”.	解釈 7#13 を次のように改める。(下線部を追加) 仁及びその派生物(包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く。)

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載等の発効に伴う

我が国外為法の輸出入手続きについて

令和3年6月10日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

この度、ウクライナからワシントン条約附属書Ⅲに「スズメ目7科31種及びカメ目1科1種」を掲載すること、及びセーシェルからオオミヤシに付されている附属書の解釈を改めることの提案があり、令和3年6月22日付けで附属書に掲載、同日付けで効力が発生することとなります。

本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報を御確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願いいたします。

1. 附属書Ⅲに新たに掲載される種の貨物について

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の貨物(動植物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日(今回の場合は令和3年6月21日)までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の貨物という取扱いで従前の例により輸入することができます。

※なお、ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)

を原産地とする貨物は、原則輸入禁止となっています。詳細はこちらの URL をご覧ください。

([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/04\\_kamotsu/02\\_import/import\\_2go.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/02_import/import_2go.html))

○新たに条約の適用を受ける種の貨物を輸出する場合

(1) 当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入予定日が、改正附属書の効力発生日より前であれば条約の適用を受けない種の貨物という扱いで、従前の例により輸出することができます。

(2) 輸出先国(輸入国)において改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)からワシントン条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書

又は原産地証明書」の提出を求められますので、附属書Ⅲに従った CITES 輸出許可書等の取得手続を行ってください。

## 2. 附属書Ⅲ掲載種のオオミヤシ(掲載国セーシェル)に係る解釈7#13の改定について

今回の附属書に係る解釈7#13の改定により、附属書Ⅲのオオミヤシの仁及びその派生物を使用した貨物のうち「包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品」であれば、改正附属書の効力発生日以降、条約の適用を受けなくなります。

### ○条約の適用を受けなくなったものを輸入する場合

改正附属書の効力発生日以降は、ワシントン条約の規制の対象外となります。

### ○条約の適用を受けなくなったものを輸出する場合

改正附属書の効力発生日以降は、ワシントン条約の規制の対象外となります。ただし、輸出先国(輸入国)において当該種の貨物の輸入通関が行われる場合、改正附属書の通知の遅れなどがあり、輸出先国(輸入国)から条約に基づく CITES 輸出許可・再輸出証明書等の提出を求められることがありますので、事前に輸出先国(輸入国)に対し、措置の内容について御確認いただきますようお願いいたします。

(問合せ先)  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室  
03-3501-1723(直通)

(1. 中の※についての問合せ先)  
貿易管理課  
03-3501-0538(直通)